

国労東北自動車支部

発 責 北山修司
編 責 教 宣 部
NO,58
2015.3. 6

国労加入
で職場を
変えよう

「ダイヤ改正の会社側提案の ありかたについて」団交開催

会社 「今後はお知らせとしたい」 組合 「労組法上問題ではないか」

2月27日(金)、国労仙地申第15号「ダイヤ改正の会社側提案のありかたについて」の申し入れに対する団交が開催されました。

これまでダイヤ改正が行われる度に、会社が提案し組合が解明要求するところが慣例となっていました。会社は「これまでのやり方を変える。今後は大幅な変更のみ提案とし、それ以外は窓口等を活用しお知らせとする」とし、明確な変更理由を示さず今後課題を残す結果となりました。(交渉要旨)

組合・27年夏季ダイヤの資料は頂いたが、例年だと職場ごとのダイヤも含め渡すが、今回はこれだけなのはどうしてか。毎年繰り返し返しているとはいえ泊りダイヤが増えたり、路線が変更なったりしている。時間設定の間違いなどこういった場で交渉しながらやってきた。国鉄時代からこういった流れできたが、なぜ今変わるのか示されていない。現場から上がってくる様々な声とか、会社にとってもプラスになるし支障はないのではないか。

会社・ちよつと時間を変えたとかさういったところをわざわざ説明するまでもないし理解してもらいたい。業務の効率化の向上に関する大幅な変更のみやりますよ。それ以外は窓口を通してやっていきたい。

組合・基本的に労働条件の変更は、大幅であろうが小幅であろうが労働組合と交渉するのが原則的な話だし労組法上もそうなっている。だから会社も慣例としてダイヤを提示してきた。

会社・あつたとすれば直さなくてはならない。当然、すでに現場がダイヤを作っている段階で、皆さんにお知らせしながら、意見を聞きやっているものだと思う。

組合・現実にはそうならない部分もある。

会社側提案のあり方として、お知らせとするならば、はじめにダイヤ資料について窓口を話をしてはならない。

会社・それは抜けたかもしれない。準備はしていたが。

組合・「大幅な変更」について示されたい。

会社・今、ここで言えるのは、路線の廃止と新設です。後はないのかと言われれば、あるかもしれないし、ないかもしれない。判断してやる。

組合・提案する段階で会社として「大幅に変更した場合」というのを議論したんだろ。事案としてこういっただけなのではないか。

会社・その時点にならないと。どこまで影響があるのかも考えないといけない。会社全般の業務、社員の勤務、他社のあたりなど。

組合・いずれ玉虫色で納得できない。

会社・ダイヤ改正以外は別だ。平行線だご理解いただけだと思う。